

宮 崎 市 監 査 委 員 山 田 義 郎  
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一  
宮 崎 市 監 査 委 員 福 井 貞 次



### 定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

地域振興部（地域コミュニティ課）所管の公立公民館（青島公民館、木花公民館、生目南公民館、大塚公民館、本郷公民館、大淀公民館、住吉公民館、大宮公民館）の平成27年度及び平成28年4月1日から4月30日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

公立公民館の事務所及び監査室

#### 3 監査の実施期間

平成28年5月12日から平成28年6月24日まで

#### 4 監査の方法

公立公民館の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ・公立公民館の管理運営に係る予算執行について、各公民館において市が各実行委員会に委託して実施している成人式の記録写真の費用は、本来、各実行委員会が市からの委託料で執行すべきところ、複数の公民館において公立公民館等管理運営費から執行していた。